

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年6月28日

【会社名】 カネソウ株式会社

【英訳名】 KANESO Co.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 近藤 健治

【本店の所在の場所】 三重県三重郡朝日町大字縄生81番地

【電話番号】 059(377)4747(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 南川 智之

【最寄りの連絡場所】 三重県三重郡朝日町大字縄生81番地

【電話番号】 059(377)4747(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 南川 智之

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区榮三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金7.50円 総額 106,779,030円

効力発生日

平成29年6月28日

第2号議案 株式併合の件

当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施するものであります。

併合する株式の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

株式の併合がその効力を生ずる日

平成29年10月1日

株式併合の効力発生日における発行可能株式数

4,000,000株

第3号議案 定款一部変更の件

第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条の発行可能株式総数を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条を変更するものであります。

上記の変更の効力は、第2号議案における株式併合の効力発生日である、平成29年10月1日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）として、小林昭三、小林正和、近藤健治、南川智之、林正嗣、福田昭人、清水竜生、豊田悟志、石川文和、伊藤博幸の10氏を選任するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、野呂 宏及び木原昌弥の2氏を選任するものであります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、伊藤恒生氏を選任するものであります。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役太田一二三氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従って退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法については、取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	12,768	3	0	(注)1	可決 96.00
第2号議案 株式併合の件	12,767	4	0	(注)2	可決 95.99
第3号議案 定款一部変更の件	12,767	4	0	(注)2	可決 95.99
第4号議案 取締役(監査等委員 である者を除く。)10名選任の件	12,759	12	0	(注)3	可決 95.93
第5号議案 監査等委員である取 締役2名選任の件	12,759	12	0	(注)3	可決 95.93
第6号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件	12,764	7	0	(注)3	可決 95.97
第7号議案 退任取締役に対し退 職慰労金贈呈の件	12,757	14	0	(注)1	可決 95.92

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。